

平成20年1月11日

国立大学法人名古屋工業大学における競争入札等に係る情報公表基準

(趣旨)

第1 国立大学法人名古屋工業大学（以下「本学」という。）が締結した支出の原因となる契約（本学の行為を秘密にする必要があるもの並びに本学契約事務取扱規則第33条第4項第1号、第2号、第3号及び第6号の規定に基づき随意契約としたものを除く。）に係る情報の公表基準について、必要な事項を定めるものとする。

(公表する内容)

第2 次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 建設工事（建設工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- (2) 契約担当役の氏名並びにその所属名称
- (3) 契約を締結した日
- (4) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (5) 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合はその旨（随意契約を行った場合を除く。）
- (6) 契約金額
- (7) 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は本学の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- (8) 落札率（契約金額を予定価格で除したものに100を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
- (9) 随意契約によることとした本学規程の根拠条文及び理由（理由は、具体的かつ詳細に記載すること。また、企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載すること。）
- (10) 文部科学省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に本学の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- (11) その他必要と認められる事項

(公表の時期)

第3 契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に公表する。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については93日以内に公表することができるものとする。

(公表の方法)

第4 競争入札による契約と随意契約を別表とし、さらに建設工事（建設工事に係る調査及び設計業務等を含む。）と物品等又は役務をそれぞれ別表として、別紙様式1、別紙様式2、別紙様式3及び別紙様式4により、本学ホームページで公表する。

(公表の期間)

第5 公表した日の翌日から起算して少なくとも1年が経過するまでホームページに掲載するものとする。

(適用開始日)

第6 この基準は、平成20年1月以降に契約を締結するものから適用するものとする。